

津球場公園内野球場一般開放事業実施要項

- 1 趣旨・目的 令和3年三重とこわか国体に向けて、改修工事が完了した津球場公園内野球場を多くの市民の方にご利用いただくため、施設の一般開放を実施する。
- 2 主 催 津市
- 3 協 力 津市体育施設運営管理共同事業体（津球場公園内野球場指定管理者）

- 4 期 日 令和3年7月1日（木）、2日（金）

時間割区分	日	時 間
区分①	7月1日（木）	9：00～11：30
区分②	7月1日（木）	13：00～15：30
区分③	7月1日（木）	18：00～20：30
区分④	7月2日（金）	9：00～11：30
区分⑤	7月2日（金）	13：00～15：30

※ 準備、片付けを含む。

- 5 会 場 津球場公園内野球場（津市本町31-1）
- 6 利用資格 市内に所在する団体（自治会、学校、野球チームなど）
- 7 利用規則
- (1) 利用内容は、スポーツ活動に限ります。
 - (2) 利用内容によっては、利用をお断りする場合があります。
 - ・ 営利を目的とした利用
 - ・ 公の秩序又は風俗を乱すおそれのある利用
 - ・ 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのある利用
 - ・ その他管理上支障を来すおそれのある利用
 - (3) 申込が重複した場合、抽選を行います。抽選結果は、電話にて各申込者に連絡します。
 - (4) 18歳未満の方のみでの利用はできません。
 - (5) 利用後は、利用者において、グラウンド整備を含め、施設の現況復旧をお願いします。
 - (6) 区分③における照明設備及び空調設備を除き、別途利用料金が必要となる設備器具（スコアボード、放送設備）は、ご利用いただけません。
 - (7) 利用中に発生した傷病、その他の事故等の責任は利用者において負っていただきます。
 - (8) 利用に当たっては、施設管理者が別途定める新型コロナウイルス感染防止対策を遵守、徹底していただきます。

- (9) 所有物や貴重品については、各自の責任で管理することとし、万が一、盗難や破損、紛失があっても主催者は一切責任を負いません。
- (10) その他、施設利用に当たっては、施設管理者及び主催者の指示に従っていただきます。
- (11) 気象条件等により、施設管理者及び主催者の判断で、当事業を中止する場合があります。
- (12) 新型コロナウイルス感染症の状況により、主催者の判断で当事業を中止する場合があります。

8 申込方法 所定の「利用申込書」に必要事項を記入の上、下記宛に持参、郵送、FAX又はメールで提出すること。

申込先	宛先
津市体育施設運営管理 共同事業体	津市海浜公園内運動施設管理事務所 〒514-0012 津市末広町 24-32 TEL 059-225-3171 FAX 059-229-0189 Mail taikukan@tsushiundoshisetsu.jp ※窓口は、9:00 から 21:00 まで ※郵送の場合は、申込期間必着

9 申込期間 令和3年6月8日（火）～同月18日（金）

10 利用料金 無料

11 問合せ先 〒514-0056 津市北河路町 19-1 メッセウイング・みえ内
津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課
TEL 059-229-3254 FAX 059-229-3247